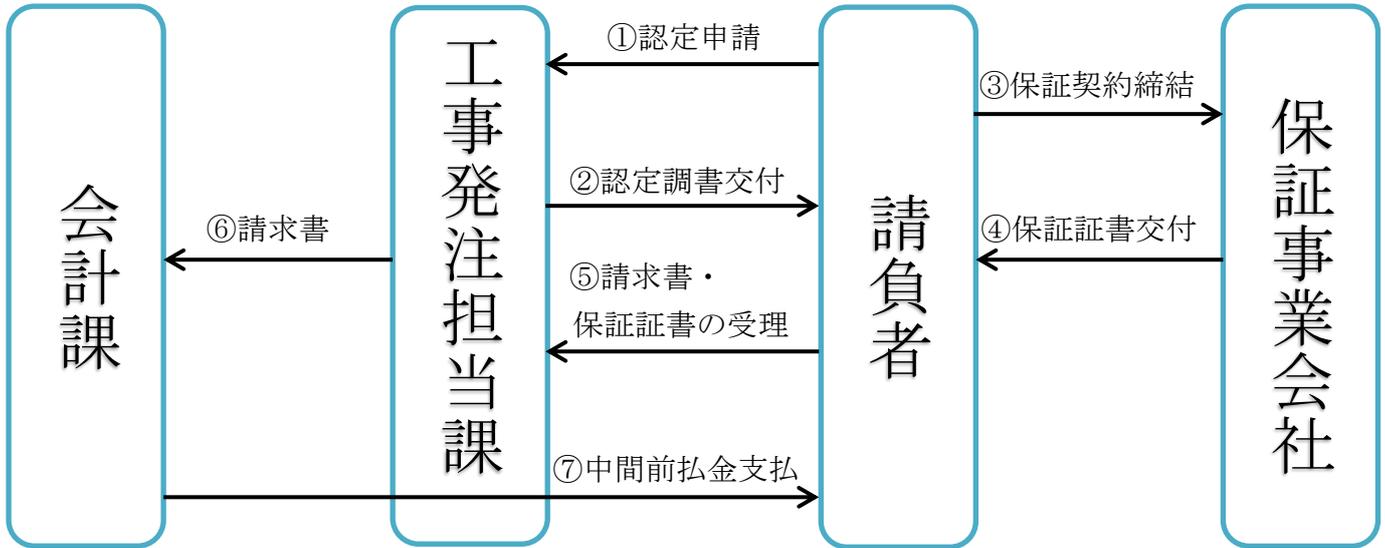


中間前払金に係る手続フロー



①請負者は、中間前払金を請求しようとするときは、工事発注担当課に対し、認定申請書（様式第1号）に認定請求明細書（様式第2号）添えて提出する。

②工事発注担当課は、請負者から認定申請書の提出があったときは、速やかに条件を満たしているかどうかを確認し、条件を満たしている場合は、提出があった日の翌日から起算して7日以内に請負者に対し、認定調書（様式第3号）を交付する。

③請負者は、牧之原市から交付を受けた認定調書により、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を申請する。

④保証事業会社は、請負者と締結した中間前払金保証契約により、請負者に中間前払金保証証書を交付する。

⑤請負者は、請求書に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて、工事発注担当課へ提出する。

⑥工事発注担当課は、支出命令票を起案する（添付資料は請求書と中間前払金保証証書）。

⑦請負者から中間前払金の請求を受けた日から起算して14日以内に請負者の指定する金融機関に中間前払金を振り込めるように処理する。